

告 示

埼玉県告示第四百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、増林土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和二年五月一日

埼玉県知事 大野 元裕

職名 氏 名 住 所

監事 須賀 一 男 埼玉県越谷市大字増林二千六百八十二番地